# 向い台

千葉市立都小学校だより

令和7年度 5月号



# 安全。安心な学校への取組

4月9日に新入生を迎え、全ての学年がそろって新年度をスタートしてから、早くも一ヵ月が経ちました。新学年に進級した子どもたちは、昨年とは違う教室で勉強、運動に活気のある学校生活をスタートしています。1年生は、全てが初めての事なので、慣れるのに少し時間がかかるかと思いますが、無理をせずにそれぞれのペースで慣れていくように取り組んでいます。

先月は、1年生の集団下校を一週間程度実施し、登下校の練習をしました。また、校内で発生した 火災を想定し、校庭へ避難する避難訓練や警察の方に依頼して不審者が学校に侵入した際の避難行動 について、職員と児童が一緒に訓練する防犯訓練を行いました。今後は、引き渡し訓練、大きな地震 が起こった際の避難行動などの訓練を実施する予定です。児童が安全で安心に学校生活が送れるよう に災害や不審者が侵入した際の対応について訓練することが大切な取組と考えます。また、学校に設 置されている各門や昇降口についても児童の登校後は閉めるように徹底していきたいと思いますので ご理解の程よろしくお願いいたします。

昨年度も掲載させていただきましたが、本校の下図の部分が校庭に土砂災害警戒区域が指定されていますのでご確認ください。また、登下校時に大雨・大雪等の警報が発表された場合の対応につきまして、以下の通り保護者の判断で登校を見合わせた場合は、欠席や遅刻とはなりませんので、ご確認ください。

- ・本校の学区内に「土砂災害警戒区域・基礎調査予定箇所」・「洪水浸水想定区域(計画規模)」 があります。(下図参照) そのため、午前7時の段階で、千葉市に「避難指示」が継続中の場合「臨時休業」となります。
- ・学校が危険と判断した場合は「臨時休業」とすることがあります。
- ・『暴風警報』『暴風雪警報』『特別警報』以外の大雨・大雪等の警報発表時は、ご家庭の判断で登校させてください。保護者の判断で登校を見合わせた場合は、欠席や遅刻とは、なりません。
- ・登校後「避難指示」が発表され、下校時も継続の見通しとなった場合は、「すぐーる」で引渡 し等のお知らせをした上で、安全な下校対応をします。

※詳しくは本日(5/9)配信の「気象警報発表時の登校について(改訂版)」をご覧ください。

## ※ご注意ください!

本校の敷地周辺(図参照)が、「土砂災 害警戒区域」となっております。降水量 が多い日が続くと、注意が必要となりま すのでご承知おきください。

(参照:ちば情報マップより)

#### 【警戒区域】

校庭周辺~南門側

#### 【特別警戒区域】

神社町~トップマート間の崖





## 5・6月の行事予定



1日(木)3年内科検診

3日(土)憲法記念日

4日(日)みどりの日

5日(月)こどもの日

6日(火)振替休日

7日(水)不審者対応訓練

8日(木)5年田植え

9日(金)1年グリンピース皮むき体験

5年耳鼻科検診

12日(月)委員会活動

13日(火)田植え予備日

15日(木) わくわく教室

2年・4年内科検診

16日(金)6年プール清掃

21日 (水) 6年3Dスコリオ検診

22 日 (木) わくわく教室

23 日(金)運動会前日準備

24 日 (土) 運動会

(お弁当:予備日25日・27日)

#### 26 日 (月) 振替休業日

28 日 (水) 1 · 5 年 内科検診

29日(木)なかよし活動

4・6年歯科検診 わくわく教室

30 日(金)6年校外学習

(加曽利貝塚見学:お弁当持ち)

2日(月)プール開き

3・5年・たんぽぽ歯科検診

4日(水) 1年・抽出児童 耳鼻科検診

5日(木)6年内科検診 わくわく教室

7日(土)学習参観 学校評議員会

引き渡し訓練

#### 9日(月)振替休業日

10日(火)委員会活動

11 目 (水) なかよし活動

12日 (木) わくわく教室

13日(金)1年・抽出児童 眼科検診

16日(月)表現運動発表会壮行会

18日(水)4年表現運動発表会

19日(木) わくわく教室

25日(水)地区子ども会

26 日 (木) わくわく教室

27日(金)2年とうもろこし皮むき体験







○「すぐーる」の登録は、お済みですか。 今後行う運動会や、校外学習等の延期の お知らせや、自然災害等での休校及び登 下校の変更の連絡は、すぐーるで発信し ます。 **すぐーる(連絡メール)の登録**を必 ずお願いいたします。お困りの場合は教 頭までご連絡ください。

# お知らせとお願い

### 【スクールカウンセラーを利用してみませんか】

<u>木曜日の10時から15時まで</u>スクールカウンセラーの 先生が勤務されます。お子様のことで<u>カウンセリング利用を希望する場合は教頭、もしくは担任まで</u>ご連絡ください。親子、お子様のみ、保護者のみと希望に沿って対応いたします。

#### 【学校における合理的配慮の提供について】

平成28年4月1日から公立学校において、合理的配慮の提供が義務となっております。合理的配慮は、子どもに合った適当な変更及び調整で、特定の場面において必要とされ、過度な負担を課さないものです。学校に合理的配慮の提供を求める場合は、学校(学級担任)に申し出ください。